

船保認第 1602 号
令和 3 年 9 月 30 日

保護者各位

船橋市長 松戸 徹
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う登園自粛期間の終了について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 8 月 27 日付船保認第 1286 号において、新型コロナウイルス感染拡大に伴う登園自粛についてお知らせしましたが、現在、市内の感染者数も減少傾向にあることから、緊急事態宣言期間が終了する令和 3 年 9 月 30 日をもって登園自粛期間を終了します。

保育所等は感染対策を徹底しながら保育を行っておりますが、三密を避けることが難しい環境です。引き続き家庭での保育が可能な方はご家庭での保育にご協力いただくとともに、感染予防、感染拡大防止のために十分ご配慮いただくようご協力をお願いいたします。

記

1 登園自粛期間について

登園自粛期間は令和 3 年 9 月 30 日で終了します。

2 保育料の減免について

登園自粛等により施設を利用しなかった日数分の保育料の減免は令和 3 年 8 月 30 日から 9 月 30 日分までとします。10 月以降は自主的に登園しなかった日があった場合でも保育料の減免は行いません。

3 その他

今後の国及び県の動向、市内の感染状況等によっては、対応を変更する場合があります。状況が変化した場合、改めてお知らせします。

感染拡大防止についてのお願い

- (1) 保護者の皆様には、送迎時にはマスクを着用いただき、体調不良時には送迎を控えてください。
- (2) お子様の健康状態により一層ご留意いただき、発熱や風邪の症状がある場合には登園を控えてください。また、発熱したときは、平熱に戻ったことを確認するため解熱後24時間以上経過してから登園してください。
- (3) 同居家族に体調不良の方がいる場合には登園を控えていただくようお願いいたします。
- (4) 同居家族が濃厚接触者と特定されるなど、PCR検査を受けることとなった場合、陰性が確認されるまでは、お子様の登園は控えてください。
- (5) 同居家族、お子様がPCR検査を受けることとなった場合には、登園せずに園へすみやかに報告し、結果についてもご報告をお願いいたします。また、同時に市（保育認定課）、保健所とも情報共有いたします。
- (6) 感染拡大リスクの一因となる「合同保育」の人数をなるべく少なくするため、可能な限り、朝・夕の保育時間を短くすることにご協力をお願いいたします。

(令和3年8月3日付 新型コロナウイルス感染拡大防止のお願い 抜粋)

※重ねてのお願いとなりますが、感染予防、感染拡大防止のために上記事項について十分ご配慮いただくよう引き続きご協力をお願いいたします。